

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

国内劣後特約付無担保社債の発行について

MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社（社長：柄澤 康喜）およびその連結子会社である三井住友海上火災保険株式会社（社長：柄澤 康喜）は、財務健全性のさらなる向上と、成長戦略の遂行を目的として、国内劣後特約付無担保社債の発行に関する包括決議をいたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

(1) 発行体	三井住友海上火災保険株式会社
(2) 社債の種類	国内劣後特約付無担保社債
(3) 発行総額	上限1,500億円（ただし、複数回に分割して発行することができる。）
(4) 償還期限	60年以内とする。
(5) 利率	以下の2つに分けて発行 ①5年経過時点で任意償還可の60年債 当初5年間：2.5%以下 5年目以降：6か月円LIBOR+2.5%以下 10年目以降：6か月円LIBOR+3.5%以下 ②10年経過時点で任意償還可の60年債 当初10年間：3.0%以下 10年目以降：6か月円LIBOR+3.0%以下
(6) 発行価格	各社債の金額100円につき金99円以上とする。
(7) 償還方法	満期一括償還 ただし、買入消却、期限前償還条項を付すことができる。
(8) 利息支払の方法	年2回、後払い
(9) 発行時期	2016年2月1日から2016年3月31日まで
(10) 担保・保証	担保・保証は付さない。
(11) 社債等の振替に関する法律の適用	本決議に基づき発行する社債の全部について、「社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）」の規定の適用を受ける。
(12) 資金用途	長期的投資資金、借入金の返済資金および運転資金

なお、具体的な発行時期、発行総額、償還期限、利率、発行価格等については、今後決定いたします。

本ニュースリリース「国内劣後特約付無担保社債の発行について」は、三井住友海上火災保険株式会社の証券発行に関する特定の情報を一般に公表するために作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為のために作成されたものではありません。上述の証券は、1933年アメリカ合衆国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録されるものでもなく、1933年アメリカ合衆国証券法に基づいて本証券の登録を行うかまたは登録の免除を受ける場合を除いて、アメリカ合衆国において証券の募集または販売を行うことは許されません。なお、本件においては、アメリカ合衆国における証券の公募は行われません。